

人権教育推進資料



令和2年3月
群馬県教育委員会

群馬県人権教育の基本方針

我が国においては、日本国憲法及び教育基本法に則り、基本的人権尊重の精神を基盤とした教育が行われている。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和関係者、外国人、HIV 感染者等に対する差別や偏見が今なお存在し、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの人権問題を解決するため、学校教育及び社会教育においては、法の下における平等の原則に基づき、真の人権が確立された社会を実現することが求められている。

人権教育は、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方を理念とし、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動であり、日常的・体験的な活動を通して積極的に推進するものである。

以上の観点に立って、次の方針に基づき人権教育を推進する。

1. 人権の意義や重要性及び人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権を尊重する社会を築こうとする意欲と態度を育成する。
2. 学校教育においては、子どもの発達段階に即し、各教科等の特質に応じ、全教育活動を通じて、生命や人格を尊重し、他人を思いやるなどの豊かな人間性を育成する。
3. 社会教育においては、多様な学習機会を通して、学習意欲を高め、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を育成する。
4. 家庭教育においては、保護者に対する学習機会等を通して、幼児期から豊かな情操や思いやり、社会的ルールの尊重、善惡の判断等子どもの健全な人間形成ができるよう支援する。
5. 指導者の養成においては、人権問題に関する理解と認識を深め、人権教育に必要な技能と資質の向上に努める。

この方針を実施するに当たっては、生涯学習の視点に立ち、県・市町村が連携し、地域の実態に即して積極的に推進されるよう努めるとともに、公教育としての主体性を守り、関係諸機関、諸団体との連携を密にし、その総合的な推進に努める。

平成14年1月16日

群馬県教育委員会

はじめに

近年、いじめ、児童虐待、SNSをはじめとするインターネットによる誹謗中傷など、人権問題は深刻かつ複雑な状況が見られるとともに、社会の変化に伴い、新たな人権問題への対応も必要となってきています。このような中、「改正児童虐待防止法」の成立をはじめ、「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」などの個別的な人権課題に関する法律も施行されており、法律の趣旨を踏まえた人権問題への対応が求められています。

県教育委員会では、平成14年1月に決定した「群馬県人権教育の基本方針」及び平成28年3月に改訂した「群馬県人権教育充実指針」に基づき、学校教育及び社会教育・家庭教育における取組の充実を図ってきました。さらに、平成31年3月に策定した「第3期群馬県教育振興基本計画」において、「自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める」を施策の柱の一つに掲げ、児童生徒の「豊かな人間性」の育成に取り組んでいます。

「群馬県人権教育充実指針」においては、人権教育の指導内容を「常時指導」、「間接的指導」、「直接的指導」の3つから構成される構造的指導に留意して進めるよう示しています。本書「人権教育推進資料」は、各学校において「直接的指導」の充実を図ることを目的に、平成24年3月に作成したものです。今回は、平成29年3月及び平成30年3月の学習指導要領の改訂に伴い、「学習指導要領との関連一覧表」を改訂しました。また、近年、成立、施行された法律等も参考資料として掲載いたしました。

各学校におかれましては、児童生徒の発達段階及び実態に応じて本書を御活用いただき、人権教育の一層の推進に役立てていただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月

群馬県教育委員会

目 次

群馬県人権教育の基本方針

はじめに

本書の活用について ······ 1

学習指導要領との関連一覧表

1 女性	2
2 子どもたち	4
3 高齢者	6
4 障害のある人たち	8
5 同和問題	10
6 外国籍の人たち	12
7 H I V感染者等の人たち	14
8 ハンセン病元患者の人たち	16
9 犯罪被害者等	18
10 インターネット等による人権侵害	20
11 その他の人権問題	
11-1 アイヌの人々の人権問題	22
11-2 拉致問題	24
11-3 性的マイノリティの人たち	26

参考資料

人権教育及び人権課題に関する法律等

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	28
2 児童の権利に関する条約	30
3 児童福祉法	32
4 児童虐待の防止等に関する法律	34
5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	36
6 部落差別の解消の推進に関する法律	38
7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律	39
8 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	40
人権教育関係参考資料等	41

表紙：館林市立第一小学校 2年 伏見 竜誼さん
(令和元年度「いじめ防止ポスターコンクール」入賞作品)

本書の活用について

- 本書は、学校等において人権教育を推進する際の資料として活用していただくために作成しました。
- 人権重要課題11項目と平成29年3月及び平成30年3月に改訂された学習指導要領の内容等との関連を一覧表にまとめました。
- 参考資料として、個別的な人権課題に関する法律等を掲載しました。

◆ 「学習指導要領との関連一覧表」の活用について

各教科等の指導内容には、人権教育に関連する内容がたくさん含まれています。授業を行う際には、指導者がそれらの関連を意識して指導することが大切です。

この関連一覧表を基に自校の年間指導計画を見直すなど、それぞれの重要課題に関する学習を各教科等に位置付けましょう。

【目標】

各重要課題の現状と課題を踏まえ、各校種における目標を示しました。ここでは、高等学校の目標を最終目標としてとらえています。校種別目標の系統性を把握した上で、自校の実態を踏まえて具体的な目標を設定しましょう。

1 女性		目標		
校種		○性別に関わりなく、一人一人が支え合うことの大さに気付き、協力しようとする態度を身に付ける。		
小学校		○それぞれの性別で関係ない、他の人の行動によっても影響をうけない		
中学校		○自分の適性		
高等学校		①：目標を達成するための学習内容は・・・		
校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	
小学校	○性別に関わらず、自分の役割を見付けて、積極的に物事に取り組む。 ○男女が協力し、助け合うことの大さについて考える。 ○男女の身体の発育の違いについて理解する。	1・2	生活(2) ○家族の役割調べなど、家庭生活に関わる活動を通して家庭における家族のことや自分でできることなどについて考える。 ○道徳B【友情、信頼】 C【家族愛】 ○友達と仲よくし、助け合うこと。 ○母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと	
		3・4	○家庭での家族の仕事を観察したり、インタビューしたりする活動を取り入れ、協力し、分担する必要があることについて考える。 ○手紙やメッセージカードで感謝の気持ちを伝えるなど、普段何気なく過ごしている時間を楽しくする工夫を考える。	
		5・6	C【家族愛、家庭生活の充実】 ○父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。 ○家庭A(2) (3)ア、イ ○道徳B【友情、信頼】 ○友達と一緒に信頼し、遊び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を理解する。 ○母、祖父母を敬愛し、家族の幸せについて	
		7・8	○憲法の基本的な考え方 ○人権については、侵す協力、「互いのよさの発見」、話し合いを通じて意思決定する。	
【学習内容】				
各校種で目標を達成するための学習内容の参考例を示しました。発達の段階を踏まえ、校種別に記述しました。				
【各教科等・科目】及び【具体的な活動例】				
【学習内容】と各教科等・科目との関連を示しました。具体的な活動例や、学習指導要領に示された活動例等を示しました。道徳科については学習指導要領の内容項目を示しました。				
人権教育に視点を当てた教育課程の編成や、授業づくりの際の参考にしましょう。				
指導上の留意点				
○教育活動全体を通じて、例えば、学習グループを必要に応じて男女混成にするなど、男女が協力して取り組めるよう配慮する。 ○性差の指導に当たっては、男女同室着替えや男女混合騎馬戦、男女同室宿泊等、性差を過度に否定した教育にならないよう配慮する。 ○男女の本来的な在り方について考察を行う際には、社会や文化といった抽象的な観点からだけではなく、家庭や職場、学校といった身近な場面も取り上げる。 ※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。				

※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

◆ 「参考資料」の活用について

教育課程の編成や授業づくりの際には、個別的な人権課題に関する法律等の趣旨を踏まえたうえで間接的指導・直接的指導に取り組みましょう。

学習指導要領との関連一覧表

1 女性

具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）					
校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)		
小学校	○性別に関わらず、一人一人が支え合うことの大切さに気付き、協力しようとする態度を身に付ける。	1・2	生活(2)	○家族の役割調べなど、家庭生活に関わる活動を通して家庭における家族のことや自分でできることなどをについて考える。	
	○性別に物事に取り組む。		道徳B【友情、信頼】 C【家族愛、家庭生活の充実】	○友達と仲よくし、助け合うこと。 ○父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。	
	○男女が協力し、助け合うことの大切さについて考える。	3・4	体育G(2)ア(イ)、イ C【家族愛、家庭生活の充実】	○思春期になると次第に大人の体に近付き、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすることや異性への関心が芽生えることについて調べて学習を行う。	
	○男女の身体の発育の違いについて理解する。		道徳B【友情、信頼】 C【家族愛、家庭生活の充実】	○友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。 ○父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。	
		5・6	家庭A(2)	○家庭での家族の仕事を観察したり、インタビューしたりする活動を取り入れ、家庭の仕事は、互いに協力し、分担する必要があることについて考える。 ○手紙やメッセージカードで感謝の気持ちを伝えるなど、普段何気なく過ごしている触れ合いや団らんの時間を楽しくする工夫を考える。	
			道徳B【友情、信頼】 C【家族愛、家庭生活の充実】	○友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。 ○父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことを立てる。	
		6	社会(1)ア(7)	○「日本国憲法の基本的な考え方はどうなものか」といった問いや、「よい言葉や悪い言葉」など児童に共通する問題を取り上げ、話合いを通してその原因や対処の方法などについて考えて、自己の問題の解決方法などについて意思決定する。	
			全学年 特別活動〔学級活動〕 (2)イ C【家族愛、家庭生活の充実】	○「男女の協力」、「互いのよさの発見」、「違いを認め合う」、「よい言葉や悪い言葉」など児童に共通する問題を取り上げ、話合いを通してその原因や対処の方法などについて考えて、自己の問題の解決方法などについて意思決定する。	
			1	保健体育〔保健分野〕 (2)ア(イ)	○思春期には、内分泌の働きによって生殖に伴う変化が成熟する機能が成熟するよう、調べ学習などを行う。
	○様々な場面で男女が協力し合うことを通して、男女の性の特徴や性別について話し合って、男女の間の在り方を考える。	3	社会〔公民的分野〕 A(2)ア(イ)	○世界経済フォーラム(WEF)の「ジェンダー・ギャップ指数(男女平等ランキング)」などの参考資料を基に、男女平等に開わる我が国の現状に着目した上で、個人の尊厳と両性の本質的平等について考える。	
中学校	○自分の身の回りの性別、役割分担の実態について話し合って、男女の性の特徴や性別について理解する。	全学年	技術・家庭〔家庭分野〕 A(1)ア (3)ア(ア)	○物語などを活用して、自分の成長とそれについて語ってきた人々について振り返ったり、家族・家庭の基本的な機能について話し合ったりする活動を行う。 ○家族とのコミュニケーションのロールプレイングを行い、協力することの大切さについて話し合う。	
	○男女間における様な問題と関わる女性の人権問題について認識を深め、その解決のための方策を考察する。	全学年	道徳B【友情、信頼】 B【相互理解、寛容】	○友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての考え方や意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものを見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもつて謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	
			特別活動〔学級活動〕 (2)イ	○男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、新聞等の資料を基に話し合う。	
		全学年	地理総合B(2)ア(イ)	○人口問題と関わる女性の人権問題について認識を深め、その解決のための方策を考察する。	

<p>女性の権利侵害や、 ついて理解する。歴 史や男女平等の実現 を意図する条約、規約、 規則、憲法等を理解す る。</p> <p>○男女の性の特性を理 解する。</p> <p>○十分に主観的に現 れるとする意欲をもつ。</p>	<p>地理探究 B (2) イ (7)</p> <p>○宗教を指標とした地域区分には、どこの国々には、どのような共通点があるのだろうか」といった問い合わせを立て、両国を比較して政治や生活文化などの側面からその社会において、その学習を通して、女性の権利に関する課題と持続可能な開発に向けた取組などについて考察する。</p> <p>歴史総合 C (2) ア (1) イ (7)</p> <p>○産業革命期における女子労働者の実態や普通選挙運動における婦人参政権の問題等を、明治末から第二次世界大戦後にかけての女性の樟利変化について考察する。</p> <p>D (1)</p> <p>○差別の廃止や地位の向上について啓発するポスターや当事者による手記などの資料、男性や女性のメディアににおける取り上げ方を示す資料などを基に、現在に至るまでの性別についての認識や表現の推移と社会の変化との関連など、歴史的な見方・考え方を動かさせて資料から情報を読み取り、多様な人々の共存が国際社会において求められるようになつたことの背景について考察する。</p> <p>公共 A (1) ア (3) ア、イ、ウ</p> <p>○人間は、個人として相互にできるべき存在であるとともに、対話を通じて互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であることをについて学習する。</p> <p>○日本国憲法の学習を通して、労働面や社会参加の観点から男女の本來的な在り方にについて考察する。</p> <p>○女性の社会進出等について、労働面や社会参加の観点から男女の本來的な在り方について考察する。</p> <p>B ア (7) り</p> <p>○男女平等の意義について理解できるよう、職業生活や社会参加の観点から男女の本來的な在り方について考察する。</p> <p>倫理 B (2) ア (7)</p> <p>○男女が共生することの重要性に気付けるよう、他者と共に生きる自己の生き方にについて考察する。</p> <p>政治・経済 A (1) ア (7)</p> <p>○政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係などについて、現実社会の諸事象を通して考察する。</p> <p>保健 (3) ア (7)</p> <p>○思春期における心身の発達や性的成熟に伴う身体面、心理面、行動面などの変化に対応して、自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度が必要であるよう、調べ学習などをを行う。</p> <p>家庭基礎 A (2) イ</p> <p>○「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分業意識の問題点に気付き、相互の尊重と信頼関係のもとで夫婦関係を築くこと、共に協力して家庭を築くことの意義や重要性について考察する。</p> <p>家庭総合 A (2) ア (2) イ</p> <p>○男女の平等と協力、意思決定の重要性について考察する。</p> <p>○親子関係や夫婦関係など具体的な事例を基に、よりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもつて行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察する。</p> <p>特別活動</p> <p>[ホームルーム活動]</p> <p>(2) アイ</p> <p>○よりよい人間関係の在り方、豊かな人間関係づくりと自己の成長、自己表現とコミュニケーション能力などの題材を設定し、体験発表を取り入れた話しを行う。</p> <p>○男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話し合う。</p>
--	---

<p>○教育活動全体を通じて、例えば、学習グループを必要に応じて男女混成にするなど、男女が協力して取り組めるよう配慮する。</p> <p>○性差の指導に当たっては、男女同室着替えや男女混合宿泊等、性差を過度に否定した教育にならないよう配慮する。</p> <p>○男女の本來的な在り方については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学校、中学校部は小学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導します。</p> <p>※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学校、中学校部は小学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導します。</p>
--

2. 子どもたち

校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）
小学校	○友達との関わりを通して自分らしさを認識する。○いろいろな人と関わることで自分らしさを理解する。	1・2	生活(9)	○入学当初に書いた自分の名前や絵、行事のスナップ写真などを手掛かりに、自分の成長を振り返る。 ○家族へのインタビューなどを手掛かりに、自分でできることになったことや役割が増えたことについて考える。
中学校	○他の個性や童いを認め合い、自分らしさが發揮できるようにするために、互いに尊重し合うとする態度を身に付ける。○子どもをめぐる人権問題についての理解を深め、その解決のためにできることを考え、主体的に関わるうとする態度を身に付ける。		道徳 A【正直、誠実】 A【個性の伸長】 A【希望と勇気、努力と強い意志】	○うそをついたりごまかしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。 ○自分の特徴に気付くこと。 ○自分のや仕事をしつかりと行うこと。
高等学校	○他のよさや大切さに気付き、互いに支え合おうとする態度を身に付ける。		3・4 道徳 A【正直、誠実】 A【個性の伸長】 A【希望と勇気、努力と強い意志】 B【相互理解、寛容】	○過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。 ○自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。 ○自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。 ○自分の考え方や意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。
小学校	○いろいろな人と関わることで自分らしさを理解する。○中から誰に接する。自分を分けて身に付たいこと、自分がしなければならないことについて考える。	5・6	家庭 A(1) ア 家庭 A(2) ア 家庭 A(3) イ	○小学校入学者からの成長によるような衣食住の生活が當まれていたか、それらは自分でやることでやっと決めた目標に向かって、強いつもりなど話を話し合ったりする。 ○家庭での仕事などを見つめて、イントローブーしたりして、家庭時間の使い方を比較し、家族の生計や遊具などを供したりする。 ○会話や遊具など生活時間を計画するなどを、楽しく和やかに過ごすために工夫する活動を通じて、家族とのよりよい関わりについて考える。
		6	社会(1) ア(7) (3) イ(1)	○誠実に、明るい心で生活すること。 ○特徴を知つて、短所を改め、長所を伸ばすこと。 ○自分と異なる意見や立場を尊重すること。
		全学年	特別活動〔学級活動〕(3) ア	○日本国憲法などの権利及び義務について調べる。 ○世界の協力のための連携や協力の様子を観察付けて、我が国が果たしていく課題との関連で、我が国が果たしていく課題を考えてみる。 ○将来に明るい希望や目標をもつて、自己のよさや可能性を生かそうとする意欲や態度を身に付けるために、学級での話合いを通して、友達の意見などを参考しながら自己のよさや実現できそうな目標を具体的に考える。
	○いじめや差別について話しない態度を身に付ける。○他の人の個性を認め、	3	社会〔公民的分野〕 A(2) ア(1) C(1) ア(1)	○人間は本来社会的存在であることに、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について調べる。 ○人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心にはじめ、法の意義について調べる。
	全学年	技術・家庭〔家庭分野〕	全学年	○幼児の発達と生活の特徴を理解できるよう、幼稚園などでの幼児の觀察を通して、幼児の発達

A (2) ア	特別活動〔学級活動〕 (2) ア (3) イ	○生活の特徴について話しながらともに、子どもが育つ環境としての家族の役割や関わりについて理解できる。 ○自分の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮しながらよりそれを生かす方法などもできる。	○他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮しながらよりそれを生かすこと。
			○社会の題材を設定して、友人への期待と短所、友人と返るともち、責任を負うことで、社会に対する心を深めること。
中学校	道徳 B【思いやり、感謝】 B【友情、信頼】 C【遵法精神、公徳心】 C【公正、公平、社会正義】 C【家族愛、家庭生活の充実】 D【生命の尊さ】	○思いややの心をもつて人と接するなどともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活やや尊さについて心から感謝できる友達をもち、互いに励まし合い、人間愛の精神を深めること。 ○友異性や仲間の経験した萬藤もも経験を深めたいと思うこと。 ○法の理解を理解して、規律ある安定した社会の実現に努めること。 ○正義や、義務を大に理解して、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。 ○父兄、祖父母、家族の一員としての自覚をもつて充実した家庭生活を築くこと。	○思いややの心をもつて人に感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。 ○友達をもちらん、友達をもつて、互いに励まし合い、人間関係を深めたいと思うこと。 ○法の理解を理解して、規律ある安定した社会の実現に努めること。
			○生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない命を尊重すること。
高等学校	歴史総合 B (2) ア (1) B (2) イ (1) 公共 A (3)	○条約・規範などの事例が享受する様々なものについて学び、権利や義務について理解する。○一人の人生においては、互いに「個性」や「性格」について考査する。○子どもの豊かな成長のための家庭や大人について考査する。	○産業革命における、子どものが労働力として活躍され、その人権が著しく侵害された事例を基に、当時の社会背景と開拓された文化について考査する。
			○人間の尊厳と個人の尊重、民民主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本原理について理解し、個人と社会との関わりにおいて多面的・多角的に考察する。
高 等 学 校	倫理 A (1) ア 倫理 B (2) ア 政治・経済 A (1) ア (ア)	○個性、感情、認知などに着目して、他者とともによりよく生きる自己の生き方にについて考査する。 ○様々な他者との協働、共生に向けて考査する。	○個性、感情、認知などに着目して、他者とともによりよく生きる自己の生き方にについて考査する。
			○日本国憲法の学習を通して、子どももが権利や規が果たすべき義務について調べる。
特別活動 〔ホームルーム活動〕 (3) ウ	○子どもにも関わる様々の条約・規範の事例が享受する。○子どもの豊かな成長のための家庭や大人について考査する。	○乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもを取り巻く社会環境、子育て支援について理解し、社会の果たす役割の重要性を考査する。	○乳幼児期の心身の発達と生活、子どもを生み育てることの意義や子どもの健やかな発達を支えるための地域や社会の果たす役割の重要性を考査する。
			○子どもの社会環境の変化や課題及び子どもの成長や社会の果たす役割の重要性を考査する。

指 導 指 導	意 留 意
○体験を通して自分を振り返ったり、友達のよさに気付いたりできるように取り入れるようにする。 ○特別活動、総合的な学習の時間等、グループ活動を取り入れる場合には、学びを認め合うことを通じて、互いのよさや個性に気付かせるよう配慮する。 ○高等学校においては、例えば、大人と子どもそのそれぞれの立場に立つロールプレイを取り入れるなど、「子どもから見た大人」、「大人から見た子ども」の双方について考査できるようにする。	※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

3. 高齢者

具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）						
校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）		
小学校	○高齢者と積極的に交流する。	1・2	生活(2)	○自分自身が支えてもらっていることや家庭生活の後に立つていることは自分で行ったり、自分の行動が家庭生活と深く関わっていることに気付けるよう、自分のことは自分で行つたり、自分とのことは自分で行つたりする。	○自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接することができるよう、「季節の行事」、「昔の遊び」などの学習場面において、高齢者をして迎え、一緒に活動する。	
	○高齢化に伴う心・身の変化を知り、思いやりや温かい気持ちはもつて、高齢者と接しようとする態度を身に付ける。	(3)、(8)		○自分と一緒に活動したりする活動を行い、そのことを伝え合う。	○自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接することができるよう、「季節の行事」、「昔の遊び」などの学習場面において、高齢者をして迎え、一緒に活動する。	
	○困難さについて考える。	(5)、(6)		○自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接することができるよう、「季節の行事」、「昔の遊び」などの学習場面において、高齢者をして迎え、一緒に活動する。	○自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接することができるよう、「季節の行事」、「昔の遊び」などの学習場面において、高齢者をして迎え、一緒に活動する。	
	○いろいろな人と関わりをもつ中で、高齢者との望ましい接し方にについて考える。			○身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	○身近にいる人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持をもつて接すること。	
	○父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。			○父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。	○家族など生活を支えること。	
	○「家族愛、家庭生活の充実】			○伝統と文化、地域の特色に応じた学習課題において、「しめ縄づくり」、「そばづくり」など、高齢者と一緒に活動する。「先人の働き」などの学習場面において、高齢者を講師として迎え、様々な苦心や努力により地域の発展に貢献してきたことについての話を聞く。	○「家族愛、家庭生活の充実】	
	○道徳B【感謝】			○会話を通じて、地域の高齢者との対戦・交流を楽しむ。	○家庭など家族（祖父母など）と直接的な触れ合いができる場と時間を作り出し、家族にお茶を入れたり、果物や菓子などを供したりするなどを計画するなど、楽しく和やかに過ごすため工夫する活動を通じて、家族とのよりよい関わりについて考えてみる。	
	○道徳A(3)			○日々の生活が家族や過去からの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。	○日々の生活が家族や過去からの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。	
	○父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。			○地域の高齢者等、様々な人と触れ合えるよう、学校行事（運動会・学芸会）の招待状を送るなどもに、交流する。	○地域の高齢者等、様々な人と触れ合えるよう、学校行事（運動会・学芸会）の招待状を送るなどもに、交流する。	
	○「家族愛、家庭生活の充実】			○地元の特色である少子高齢化が、現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について考える。	○地元の特色である少子高齢化が、現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について考える。	
中学校	○高齢者と氣持ちの通り合う交流をする。	3	社会「公民的分野】 A(1)ア(7)、イ(7) C(1)	○現代日本の特色である少子高齢化が、現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について考える。	○現代日本の特色である少子高齢化が、現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について考える。	
	○高齢者的生活や考え方を理解する。			○高齢者の差別に関する問題等、日常の具体的な事例を取り上げ、基本的人権の尊重について考える。	○高齢者の差別に関する問題等、日常の具体的な事例を取り上げ、基本的人権の尊重について考える。	
	○高齢者との望ましい接し方にについて考える。			○生徒がペアを組み、立ち上がり歩行したりするなど、介護の基礎に関する体験的な活動を通して、介助する側とされられる側の気持ちや必要な配慮について話し合う。	○生徒がペアを組み、立ち上がり歩行したりするなど、介護の基礎に関する体験的な活動を通して、介助する側とされられる側の気持ちや必要な配慮について話し合う。	
○高齢者の身体の機能低下に応じて段差をなくしたり、手すりを付けたりするなどについて考える。						
○高齢者やトイレなどでは温度差を解消したりする必要があることなどについて考える。						
○父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもつて充実した家庭生活を築くこと。						
○郷土の伝統と文化						
○郷土の伝統と文化						

【の尊重、郷土を愛する態度】	【総合的な学習の時間】	としての自覚をもつて郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	
		○福祉施設での実習やボランティア活動等を踏まえ、高齢者の生活について考えたり、福祉の現状や問題点について追究したりする。	
特別活動 〔生徒会活動〕 (3)	〔学校行事〕 (2)、(3)、(5) 公共 A、B、C	○「高齢化社会」、「地域の高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々」などをテーマとした探究及び討論会、発表会などを行う。	○地域の福祉施設や社会施設等での様々なボランティア活動などを通して、高齢者との交流を深めることも、地域が抱えている課題解決に向けた発表会やポスターション、ペネルディスカッションなどを行ふ。
高等学 校	全学年	○高齢者との交流を通じて、サポートする気持ちをもつ。 ○高齢支援や社会の在り方に対する考え方を深める。 ○高齢者との理解を深める。	○地域の福祉施設や社会施設等での様々なボランティア活動などを通して、高齢者と触れ合い、交流を深める。 ○「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」の学習において、「高齢者や通学の高校生が利用する民民間の赤字バス路線を存続させたために公的資金を導入すべきか」といった問いについて、バスの利用者やその家族、事業者、行政などから多面的・多角的に考査し、その上で一人一人が根拠をもつて選択・判断し、行政論述する。 ○勤労の権利と義務、労働組合の役割などを基に、女性や若年者、高齢者、障害者などの雇用・労働問題など具体的な事例を取り上げて自分の考えを説明、論述する。
老年看護(1)工	老年看護(1)工	○高齢期になつても、安心して自立的な生活を送ることができる社会について開き取つたりする。	○高齢者に起こりやすい倫理的課題である、高齢者差別、高齢者虐待、安全管理と身体拘束、高齢者の権利擁護(成年後見等)、意思決定支援などの現状について、事例に基づき、多様な観点から考査する。
社会福祉基礎(4)エ	社会福祉基礎(4)エ	介護福祉基礎(1)ア、(3)イ こころとからだの理解 (3)イ、ウ (4)ア、イ、ウ	○福祉に関する知識と技術を身に付け、社会福祉の向上に必要な基礎的な資質・能力を育成するためには、福祉の見方・考え方を動かせ、実践的・体験的な学習活動を行う。 ○介護に関する知識と技術を身に付け、人間の尊厳を支え自立支援に必要な基礎的な資質・能力を育成するために、福祉の見方・考え方を動かせ、実践的・体験的な学習活動を行う。
特別活動 〔生徒会活動〕 (3)	〔学校行事〕 (2)、(3)、(5)	総合的な探究の時間	○福祉施設での実習やボランティア活動等を踏まえ、高齢者の生活や、高齢化社会と福祉に関する課題について探究する。 ○「地域の高齢化や社会保障に関する課題について」などをテーマとした学習活動で、高齢者から生き方や考え方について意見を聴取したり、地域の問題点を解決するため自分たちが考えた施策について、行政の担当者と討議する時間を持つたりする。
高等学 校		特 別 活 動 の 時 間	○地域の福祉施設や社会教育施設等でのボランティア活動や高齢者との交流を通して、高齢者にとって住みやすい社会、安心して暮らせる社会の在り方などについて討論する。 ○福祉施設等でのボランティア活動の発表や活動後の意見交換会などをを行い、高齢者へのよりよいサポート方法について考える。
			○文化的行事などにおいて、高齢者との触れ合い・交流を深める。
			指 導 上 の 留 意 点
			○高齢者と関わる際には、分かりやすく丁寧な言葉でゆっくり話すこと、名前で呼び掛けること、相手の立場に立った心温かい誠意ある対応をとることなど、基本的な配慮事項を事前指導する。 ○自然な形で児童生徒と高齢者が共に楽しながら接するよう立てるようにする。 ○体験学習においては、体験するごとに終始するのではなく、児童生徒が感じたことや考えたことを表現する場を設定する。 ※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

4 障害のある人たち

校種	目標	具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）	
校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)
小学校	○障害のある人たちと一緒に交流する。	1・2	道徳B【友情、信頼】
	○障害のある人たちと一緒に積極的に交流する。	3・4	道徳B【親切、思いやり】 B【友情、信頼】
	○障害のある人たちの生活上の困難さについて考える。	3～6	総合的な学習の時間
	○いろいろな人と関わる中で、障害のある人とどのように接していくことを考える。	5・6	道徳B【親切、思いやり】 B【感謝】
	○互いに相手を認め合い、気持ちの通い合う交流を行う。	3	社会〔公民的分野〕
	○日頃の学習や障害のある人たちとの交流等を通して、障害のある人たちの自立や社会参加について考える。	全学年	特別活動 〔学校行事〕(2)、(4)、(5)
	○障害のある人たちと一緒に交流する。	B (2)イ(ア) D (2)ア	○市場の働きに委ねることが難しい諸問題について、国や地方公共団体が果たしている役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現する。 ○私たちがよりよい社会を築いていくためには何が必要か、デイペートや議論などにより多面的・多角的に考察し、プレゼンテーションなどにより考え方を説明し、レポートとしてまとめる。
	○障害のある人たちと一緒に交流する。	全学年	道徳B【思いやり、感謝】
	○障害のある人たちと一緒に交流する。	B	道徳C【公平、公正、社会正義】
	○障害のある人たちと一緒に交流する。	C	【社会参画、公共の精神】
中学校	○障害のある人たちと一緒に交流する。	総合的な学習の時間	○車いす、ブラインドウォーカー等を体験するなどして、障害とは何かを考える。 ○障害のある人たちの状況（住む町の状況、障害者スポーツ等の障害のある人たちの社会参画など）について調べて考えをまとめ、発表するなどして、障害のある人たちと障害のない人たちが共生できる社会の在り方にについて考える。
	○障害のある人たちと一緒に交流する。	特別活動 〔学校行事〕(2)、(4)、(5)	○特別支援学級または特別支援学校との交流及び共同学習や、地域の障害のある人たちとの交流を深める体験を通して、共に助け合って生きることの喜びを得る。

高 等 学 校	○互いに相手を認め る ○高い、高め合う交 流を行う。 ○障害のある人たち にとって必要な支 援や社会の在り方 についての考えを 深める。 ○障害のある人たち との共生社会につ いての考えを深め る。	全学年 公共A (3) ア(イ) Cア	<p>○人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について考察する。</p> <p>○地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から課題を見いだし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述する。</p> <p>○様々な境遇にある人々の求めに対して個人として、あるいは社会としてどのように応答するのかといふのかという観点から倫理的課題を見いだし、ボランティア体験など福祉に関する多様な体験を通して得られた理解などを基に探究する。</p> <p>○所得再分配政策による所得の平準化は、国民生活を安定させ、経済成長の基盤となるが、その一方、競争や新技术の開発、導入に対する要因になるといった例などを基に、経済活動と福祉の向上との関連について多面的・多角的に考察し、表現する。</p> <p>○生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解するとともに、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもつて共に支え合って生活することの重要性について、ノーマライゼーションの理念を土台にして、地域のバリアフリー・ユーニバーサルデザインなど具体的な事例を通して考察する。</p> <p>○障害者福祉と障害者総合支援制度に関する基礎的・基本的な事項や意義について調べる。</p> <p>○障害により生じる生活上の課題や生活を支える基盤について、障害の概念と各障害の特徴、健康、余暇活動、年金などについて具体的な事例と関連付けて考える。</p> <p>○障害に伴う身体的、心理的、社会的な影響などについての課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する。</p> <p>○障害のある人たちと共に生きる社会に対する自身の考え方を深められるよう、社会施設での介護等の体験を通して、障害者福祉をテーマにした探究を行う。</p> <p>○特別支援学校との交流及び共同学習等でのボランティア活動、障害のある人たちとの日常的なコミュニケーションを図る機会を通して、共に助け合って生きることの喜びを体得し、共生社会の在り方について考える。</p>
	○元素の学習や生活などから、誰もが共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さについて体験的に理解できるよう、係活動などを通して指導するようとする。	指 導 上 の 留 意 点	<p>○元素の学習や生活などから、誰もが共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さについて体験的に理解できるよう、係活動などを通して指導するようとする。</p> <p>○各教科において、別解を考察するなど多面的・多角的に考察する学習を積み上げることで、立場の違いで同一の事象でも異なった見方や考え方ができるということを理解できるようとする。</p> <p>○交流及び共同学習を行いうに当たっては、相手の年齢や立場を考えるとともに、互いを認め合うことができるような関わり方となるよう、例えば一緒に作業活動を行いうなど学習活動を工夫する。また、活動の目的を明確に設定して、事前事後の指導を十分に行うことにより、障害への理解が適切なものとなるようにする。</p> <p>○障害者は社会的弱者といった固定観念に偏ることなく、児童生徒が多面的・多角的に考えることができるように、学習活動を工夫する。</p> <p>※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。</p>

5 同和問題

校種	目標
小学校	○我が国の身分制度の歴史を理解するとともに、身近な差別や偏見の不合理と矛盾に気付き、誰に対しても公正、公平に接しようとする態度を身に付ける。
中学校	○同和問題を歴史的に正しく認識するとともに、基本的人権に関する課題としてとらえ、身近な差別や偏見を進んで解消しようとする態度を身に付ける。
高等学校	○社会問題としての同和問題を正しく認識するとともに、同和問題について学んだことを自己の在り方生き方に活かし、差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を身に付ける。

校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例 (道徳科については学習指導要領の内容項目)
小学校	○身の回りにある差別や偏見、思いやりの気持ちについて考える。	5・6	道徳C【公正、公平、社会正義】	○誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正しい実現に努めること。
	○身分制度の起これとその仕組みについて考えて考える。	6	社会(2)力、キ ク ケ	○戦国の世が統一され身分制度が確立し、武士による政治が安定したことを理解できるよう、「戦国の世から天下統一へ」「江戸幕府と政治の安定」について調べ、まとめる。 ○町人の文化や新しい学問が興ったことを理解できるよう、歌舞伎や浮世絵の作品、「解体新書」や日本地図などの学問の成果などを資料で調べ、まとめる。 ○我が国が明治維新を機に歐米の文化を取り入れながら近代化を進めたことを理解できるよう、「町人文化と新しい学問」「明治の国づくりを進めた人々」などについて調べ、まとめる。
	○身分制度が改められ、全ての国民は平等であるとされたことについて考える。			
	○学級や学校における生活上の諸問題やよりよい人間関係について考える。			
	全学年	特別活動 〔学級活動〕(1)ア (2)イ		○個人情報やプライバシーの問題や相手を傷付けるような結果が予想される問題など、学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合う。 ○「互いのよさの発見」、「違いを認め合う」、「よい言葉や悪い言葉」などを児童に共通する問題を取り上げ、話合いを通してその原因や対処の方法などについて考え、自己的問題の解決方法などについて意思決定する。
	○幕藩体制を維持するために身分制度が利用されたことについて考える。	1	社会〔歴史的分野〕 B(3)ア(1)	○幕府と藩による支配が確立したことを探して課題を設定し、江戸幕府により全国を支配する仕組みが作られ、都市や農村における生活が変化したことなどについて考察する。
	○解放令など身分制度の廃止にも関わらず現実には差別が残ったことにについて考える。	2	社会〔歴史的分野〕 C(1)ア(1) (オ)	○明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを探して課題を設定し、明治政府の諸改革が政治や文化や人々の生活に与えた影響について考察する。 ○第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解できるよう、「世界の動きと我が国との関連」などに着目して課題を設定し、戦争による世界と我が国との社会の変化や影響について考察する。
	○水平社による民衆運動について考える。			
	○同和問題の解決を基本的人権の理念と関わらせて考える。			
	○人間尊重の視点から見て正しいと思うことをはっきりと主張し、行動する態度を身に付ける。	3	社会〔公民的分野〕 C(1)ア(7)、(1)、(り)	○人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心とした法の意義を理解するとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解し、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考える。
中学校	○学級や学校における生活上の諸問題や様々な集団の中におけるよりよい人間関係について考える。	全学年	道徳C【公正、公平、○正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に	

			社会正義】 爭めることが
特別活動	〔学級活動〕 (1)ア (2)ア	○いじめの未然防止や暴力のない学級づくりなど、学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するたために話し合う。 ○自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮しながらよりよい集団をつくる大切さを理解できるよう、「自分の長所・短所」、「友人への期待と励まし」、「自他の個性を知りそれを生かす方法」などの題材を設定し、自らを振り返ると同時にグループや学級全体で話し合う活動を行う。	
高 等 学 校	○国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題について、自由・制限、平等・格差、開発・保全、統合・分化、対立・協調などの観点から考察する。 ○社会の在り方と人間としての在り方や生き方について思索するための手掛かりとなる様々な倫理観について理解する。 ○個人の尊厳と基本的人権の尊重などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする。 ○様々な集団の中での人間関係や社会の一員としての自己を振り返り、人間としての在り方生き方にについて考える。	全学年 歴史総合 C(4) 日本史探究C(3)ア(7) 倫理B(2)ア 政治・経済 A(1)ア(7) ホームルーム活動 (1)ア	○現代的な諸課題が、それぞれの時期の歴史的状況に規定された個人や集団の選択・判断の積み重ねの結果として、現在にまで受け継がれてきたものが多いことを踏まえ、歴史学習を通して、よりよい社会の実現に向けた課題について考える。 ○幕藩体制の確立、近代の社会と文化の特色について理解できるよう、法や制度による支配秩序の形成と身分制、貿易の統制と対外関係、技術の向上と開発の進展、学問・文化の発展などについて調べる。 ○様々な境遇にある人々の求めに対して個人として、あるいは社会としてどのように応答するのがよいのかという視点から倫理的課題を見いだし、ボランティア体験など福祉に関する多様な体験を通して得られた理解などを基に探究する。 ○政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について理解できるよう、現実社会の諸事象について調べる活動を行う。 ○ホームルームにおける生活のルールを見直す活動やいじめの未然防止や暴力のないホームルームづくりなど、ホームルームや学校における生活をよりよくするための課題を設定し、互いの意見や考え方を認め合いながら話し合う。

指 導 上 の 留 意 点
○同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、現在もなお、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題であることを理解できるようになります。
○身分にかかる用語は、児童生徒の発達段階に応じ、教科書等の記述に沿って適切に取り扱うようになります。
○差別された人々の生活の学習では、悲惨さのみを強調するのではなく、差別に負けずに生き抜いた人々のたくましさにも目を向けることができるようになります。
○また、差別された人々が歴史に残した文化的、技術的な遺産（造園、芸能、皮革製品、武具など）についても触れられるようになります。
○差別が残った理由について考えさせる場合は、非科学的な迷信、因習、家柄意識などの存在にも触れ、日常生活の中に不合理な差別の芽があることに気付くことができるようにする。
○児童生徒から質問等があった場合には、安易な興味・関心によるものでないかなど、その意図を十分見極めるように留意し、必要に応じて家庭や地域とも連携を図りながら慎重に対応する。
○教職員自身が同和問題に対する正しい知識をもてるよう、各種講座及び研修会等を積極的に活用する。
○社会科や地理歴史科・公民科等において、同和問題の歴史的な正しい理解と、科学的・合理的なものの見方・考え方を一層深めることができるようになります。

※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

6 外国籍の人たち

種	○身近な外国籍の人たちに親しむとともに、世界にはいろいろな文化があることを知り、それぞれのよさを認め合うとする態度を身に付ける。
小学校	○日本で生活している外国人の人たちと共に生きる現状を正しく理解し、異なる文化をもつ人々が共に生きられる社会の実現に向けて行動しようとする態度を身に付ける。
中学校	○日本で生活していきたい外国人の人たちと一緒に生きる現状を正しく理解し、異なる文化をもつ人々が共に生きられる社会の実現に向けて行動しようとする態度を身に付ける。
高等学校	○日本で生活していきたい外国人の人たちと一緒に生きる現状を正しく理解し、異なる文化をもつ人々が共に生きられる社会の実現に向けて行動しようとする態度を身に付ける。

校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例 (道徳科については学習指導要領の内容項目)
小学校	○異なる文化や生活習慣について考 え、社会の中で考える。○国際社会について考 え、国際親善について考 え。○異なる文化をもつ人々と積極的 に関わる。○異なる文化をもつ人々や態度を自 己主導的に解消する心地よいとする態度を身に付ける。	1・2	道徳C【国際理解 国際親善】	○他の国の人々や文化に親しむこと。
		3・4	外国语活動(1)イ(7) ○英語特有のリズムや豊かさに日本語と英語との音声面等の違い、言葉の面白さや日常生活における食生活や遊び、英語の面白さなどについて、身近な日常生活における表現が英語ではなかなかいいところと異なる現象に遭遇する。○地域の行事を取り扱い、「いただきます」を通じて世間の遊びなどと日本との違いを理解する。	○他の国の人々や文化に親しむこと。
			(1)イ(7) ○地域の行事を取り扱い、「いただきます」を通じて世間の遊びなどと日本との違いを理解する。	○他の国の人々や文化に親しむこと。
		5・6	道徳C【国際理解 国際親善】 道徳C【国際理解 国際親善】	○他の国の人々や文化について、感じ取った感覚をもつこと。 ○親しみのある美術などの作品、生活の中での鑑賞する活動を通じて、自分たちの作品、我が国や諸外国の親し し方の変化などを文化について理解し、日本人としての自覚をもつこと。
		6	社会(3)ア(7)、イ(1) イ(7)、(1)	○我が国と経済や文化などとの間に生きる人々の大切なことや、自國や諸外国の伝統・文化を尊重す る意識を持つ。○児童者が国際交流を通じて外の様子などを紹介したりして、文化や習慣が多様であることを認識する。
				○山岳地帯と島嶼地帯など、特色のある自然環境とそれを生み出す人々の生活の工夫、山の願いが共通であります。○豊かな地域と寒い地域と宗教と生活ととての願いが共通であります。
		1・2	社会【地理的分野】 B(1)ア(1)	○暮らしの場所や環境、農耕の広まりや生産技術の発展、東アジアとの接觸などに着目して、世界の多角的な事象を相互に考察する。○第一次世界大戦以前と後における世界の動向とその関連などに着目して課題を設定し、○第二次世界大戦後は「世界の変化」と「世界の統一」をテーマに課題を設定する。
		3	社会【歴史的分野】 B(1)イ(7) C(1)ア(オ)、(カ)	○古代文明や宗教が起きた場所や環境、農耕の広まりや生産技術の発展、東アジアとの接觸などに着目して、世界の多角的な事象を相互に考察する。○第一次世界大戦以前と後における世界の動向とその関連などに着目して課題を設定し、○第二次世界大戦後は「世界の変化」と「世界の統一」をテーマに課題を設定する。
				○日本地理的特色と世界各地区との結び付きを関連させる。○おける日本の役割と国際協調と地理的・歴史的・国際的立場を考慮する。○国際社会に特有の概念としての「国際平和の実現」についての理解を深め、国際社会の問題を自ら解決する心地よいとする態度を身に付ける。
		A(1)ア(7) D(1)ア(7)	社会【公民的分野】	○現代日本の特色として、グローバル化の現状を理解できるよう、我が国が生じる対立をや世界重視をもつた主導的な活動を読み取ることに大切なことを理解する。○世界の多角的な問題をもつた主導的な情報交換を通じて、国際社会の問題を理解する。

全学年	音楽 B (1) イ (ウ)		<p>○我が国や郷土の伝統音楽やアジア地域の音楽だけはその特徴を比較目にして、自分なりに国共通に土とや相互通じて言葉及び日本及び他の文化の音楽などを見らる。○身近表現の特質や美意識、評価及び日本及び他の文化の音楽などを感覚する。○身近表現の特質や美意識、評価及び日本及び他の文化の音楽などを感覚する。</p>
	美術 B (1) イ (イ)		
全学年	道徳 C [国際貢献]	地理総合 B (1) ア (イ)	<p>○世界の中の日本人との特質ある生活文化を基に、自他の文化を尊重し国際理解を図ることの重要性</p>
	道徳 C [国際理解]		
高等学 校	○日本がアシア諸国の人々等について	A (5) ア、イ	<p>○世界の人々についての考査</p>
	○察域性や地盤を日本で立派にしたがる。○倫理と考族構成の存在について、ついに民や人間で立派にしたがる。○民族問題の在り方生まじとする。		
高等学 校	○日本が行うを日本で立派にしたがる。○倫理と考族構成の存在について、ついに民や人間で立派にしたがる。○民族問題の在り方生まじとする。	歴史総合 C (3) ア (イ)	<p>○「なぜカナダの道標には複数の言語が使われているのだろうか」といった問いを立て、各州の言語の分布などから、世界の言語分布を調べ、世界の言語分布図を作成する。</p>
	○日本がアシア諸国の人々等について		
高等学 校	○日本がアシア諸国の人々等について	倫理 B (2) ア	<p>○「なぜカナダの道標には複数の言語が使われているのだろうか」といった問いを立て、各州の言語の分布などから、世界の言語分布図を作成する。</p>
	○日本がアシア諸国の人々等について		
高等学 校	○日本がアシア諸国の人々等について	政治・経済 B (2) ア	<p>○「なぜカナダの道標には複数の言語が使われているのだろうか」といった問いを立て、各州の言語の分布などから、世界の言語分布図を作成する。</p>
	○日本がアシア諸国の人々等について		
高等学 校	○日本がアシア諸国の人々等について	特別活動 [ホームルーム活動] (2) ウ	<p>○「なぜカナダの道標には複数の言語が使われているのだろうか」といった問いを立て、各州の言語の分布などから、世界の言語分布図を作成する。</p>
	○日本がアシア諸国の人々等について		

指導	上 留 意 点	<p>○日々の教育活動を通じて国際理解を深めめる学習などを重視する。○各國の精神を培うことは、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学校、中学部は小学校、高等部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。</p>

7 HIV感染者等の人たち

校種	目標
小学校	○健康な生活を送るための知識を身に付けるとともに、HIVやエイズについて正しく知り、自他の人格を尊重しよとする態度を身に付ける。
中学校	○健康な生活を送るための実践力を身に付けるとともに、HIVやエイズについて科学的に理解し、患者や感染者に対する偏見や差別をなくしていこうとする態度を身に付ける。
高等学校	○日本や世界におけるHIVやエイズに対する偏見や差別の現状やそれを改善するための具体的な取組等を認識し、人権尊重の視点から積極的に活動しようとする態度を身に付ける。

校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例(道徳科については学習指導要領の内容項目)
小学校	○健康な生活を送るために、体の清潔等に心掛ける必要があることを知り、健康管理の基礎的な能力を身に付ける。 ○日常起こりやすいけがに適切に対処できる能力を身に付ける。(血液に対する対処等) ○エイズが人間の体に備わっている病原体から体を守る仕組み(免疫)を弱める病気であること、日常生活では感染しないことなどを理解する。 ○HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別が生じていることを知り、HIVやエイズについて正しく理解することの大切さについて考える。	3・4	体育 G(1)ア(7)、(1)、(ウ) 体育 G(2)ア(7)、(1)、(ウ)	○運動、食事、休養及び睡眠、体の清潔、明るさの調節や換気などを自分の生活と比べたり関連付けたりして、健康新しい生活の仕方にについて考える。 ○体の発育・発達についての一般的な現象や思春期の体の変化、体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方について考える。
		5・6	体育 G(1)ア(7)、(1)、(ウ) G(2)ア(1)	○心は発達すること、心と体には密接な関係があること、不安や悩みへの対処方法等、自己の経験と関連付けてよりよい心の発達について考える。 ○自分のけががに關わる経験を振り返りながら、けがや症状の悪化を防ぐ対処方法について考える。 ○すり傷、鼻出血、やけじや打撲などを適宜取り上げ、傷口を清潔にする、圧迫して出血を止める、患部を冷やすなどの自らできる簡単な手当の実習をする。
			体育 G(3)ア(7)、(1)、(ウ)	○病気の起こり方、病原体が主な要因となつて起こる病気の予防について、かぜやインフルエンザ、麻疹などを適宜取り上げ、病気に応じた予防方法を考える。 ○生活習慣病など生活行動が主な要因となつて起こる病気の予防について、望ましい生活習慣と関連付けて考える。
			道徳B【友情、信頼】	○友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。
		全学年	特別活動 〔学級活動〕(2)ウ	○心身の発育・発達、心身の健康を高める生活、健康と環境との関わり、病気の予防、心の健康など、日常の健康や安全に関する問題に自ら気付き、必要な情報を探して収集し、よりよい解決方法を考え、自己の健康や安全を保持増進するための確かな意思決定や行動選択を行うなどの活動をする。
		3	保健体育 〔保健分野〕(1)ア(オ)	○エイズ及び性感染症について、疾病概念や感染経路、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法について考える。
		全学年	道徳B【友情、信頼】	○友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら解を深める。
				○性感染症は、病原体に感染している相手との主として性的接触によって感染することを理解し、エイズ予防についての理解を深める。

学 校	○エイズ等の感染症を予防するためには、病気に対する理解と性行動に対する適切な判断や意思決定が必要である。 ○HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別があることを知り、その人たちの悩みや苦しみを理解し共に生きる社会づくりを考える態度を身に付ける。	○エイズ等の感染症とその対処法について正しく理解し、自らを守る態度を身に付ける。 ○エイズの現状と問題点について理解し、個人の性行動に関する考え方や生き方を含め、よりよく生きるために態度や意思決定の力を高める。 ○HIV感染者やエイズ患者のおかれてきた経緯や差別の実態を正しく理解し、人権を尊重する態度を身に付け、共に生きていく社会の実現のために具体的に行動する実践力を高める。	全学年	保健(1)ア(1)	○男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自ら人間関係を深めていくこと。 ○男女の方などの生き方などの題材を設定し、アンケートやインタビューを基にしたり、新聞やテレビ等の資料を参考にしたりして、話合い活動を行う。 ○思春期の心と体の発育・発達、性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、友情と恋愛と結婚などについての題材を設定し、資料等とともに話を聞くなどの活動を行う。
			(3)ア(7)⑦、④		○感染症の発生や流行について、時代や地域による違いや、それに対応した対策を考える。 ○感染症のリスクの軽減・予防について、衛生的な環境の整備や検疫、正しい情報の発信、予防接種の普及などの社会的な対策や、それらを前提とした個人の取組を考える。 ○エイズや性感染症について、原因及び予防のための個人の行動選択や社会の対策を考える。 ○思春期における心身の発達や性的成熟に伴う身体面、心理面、行動面など の変化に關注し、健康課題を生じることがあることを理解するとともに、これら の変化に対応して、自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度及び性に関する情報等への適切な対処について考える。 ○結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点からとらえ、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題や、健康課題と年齢や生活習慣などとの関わり、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて考える。 ○福祉・健康をテーマとした学習を通して、HIVやエイズに対する偏見や差別の現状を認識するとともに、具体的な課題を設定し、解決に取り組む。 ○科学的なデータ等を生徒自身が活用しながら性情報への対応や性的逸脱行動やエイズや性感染症などの予防に関することなどの問題を自分事としてとらえ、話合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いた活動を行う。
高 等 学 校	○教職員がHIVやエイズに関する正しい知識をもてるよう、計画的に研修等へ参加する機会を設ける。 ○プライバシー保護の重要性にも触れながら、HIV感染者等に対する人権問題について指導する。例えば、「友達のよいところ探し」をするなど、学校教育全体を通して思いやりの心や公正、公平の態度を育てることができるようとする。 ○生活習慣調査票などを基に児童生徒の実態を把握し、日常の健康的な生活習慣の定着を図るために具体的な方策を立てていこうとする。 ○学校保健委員会の活動等を有効に活用し、児童生徒が互いに教え合える活動を通して、自らの健康を保持増進していくことを付けることができるようとする。 ○HIVやエイズに関する指導は、予防教育も含め、各教科、道徳、特別活動等、学校教育全体を通じて児童生徒の発達の段階を考慮しながら計画的に行うようにする。	○HIVやエイム活動	総合的な探究の時間	特別活動 〔ホームルーム活動〕	○男女相互の留意点
			(2)オ		

指 導 上 の 留 意 点	
○教職員がHIVやエイズに関する正しい知識をもてるよう、計画的に研修等へ参加する機会を設ける。	○プライバシー保護の重要性にも触れながら、HIV感染者等に対する人権問題について指導する。例えば、「友達のよいところ探し」をするなど、学校教育全体を通して思いやりの心や公正、公平の態度を育てることができるようとする。
○生活習慣調査票などを基に児童生徒の実態を把握し、日常の健康的な生活習慣の定着を図るために具体的な方策を立てていこうとする。	○学校保健委員会の活動等を有効に活用し、児童生徒が互いに教え合える活動を通して、自らの健康を保持増進していくことを付けることができるようとする。
○HIVやエイズに関する指導は、予防教育も含め、各教科、道徳、特別活動等、学校教育全体を通じて児童生徒の発達の段階を考慮しながら計画的に行うようにする。	※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学部は高等学校の記載内容に準じて指導します。

8 ハンセン病元患者の人たち

校種	目標
小学校	○ハンセン病や「らい予防法」について、病気や制度に接する基本的な知識を学ぶとともに、ハンセン病元患者の思いを理解し、誰に対しても公正・公平に接しようとする態度を身に付ける。
中学校	○ハンセン病元患者に対する偏見や差別などの社会問題について理解するとともに、ハンセン病元患者の思いや願い、生き方を通して、自他を尊重しようとする態度を身に付ける。
高等学校	○ハンセン病元患者に対する偏見や差別の現状から学び、課題をとらえ、解決しようとする態度を身に付ける。

校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）
小学校	○誰に対しても、公正・公平に接する態度を身に付ける。	1・2	道徳C【公正、公平、社会正義】	○自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。
	○ハンセン病元患者が受けた差別の痛みや苦しみを理解する。	3・4	道徳C【公正、公平、社会正義】	○誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
	○ハンセン病の原因や特徴等について正しく理解する。	5・6	道徳C【公正、公平、社会正義】	○誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。 ○ハンセン病元患者に関する資料から、強く生きる姿に共感したり、偏見や差別の過ちについて話しあう。
	○偏見や差別のない社会を実現するために、自分たちができることを考える。		総合的な学習の時間	○人権啓発ビデオ(DVD)を視聴し、ハンセン病元患者がどのような差別の痛みや苦しみを味わったかを考える。 ○資料を活用し、ハンセン病の原因や特徴、誤った情報や知識のためにハンセン病元患者が受けてきた差別について話しあう。 ○ハンセン病について学んだことを基に、誤解や誤った知識が原因で、人を差別したり傷つけたりしないために自分たちにできることを考える。
	○ハンセン病の事例における、人権にかかわる問題点や課題について理解する。	3	社会「公民的分野」 A(2)、C(1) 総合的な学習の時間	○「らい予防法」や隔離等の国の方針や特徴を理解する。 ○なぜ、ハンセン病元患者に対する差別や偏見がなくならないのかということについて話し合い、自分たちにできることを考える。
	○ハンセン病の事例を通して、共生社会を構築するためで生きることを考える。 ○正義を重んじ、誰に対して公正、公平にし、偏見や差別のない社会の実現に努める。	全学年	特別活動〔学級活動〕 (2) ア 道徳C【公正、公平、社会正義】	○人権啓発ビデオ(DVD)を視聴し、ハンセン病元患者がどのような差別の痛みや苦しみを味わったか話し合う。 ○正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努力すること。 ○「共に生きる」(群馬県教育委員会)を活用し、ハンセン病に関する差別の歴史について自分の考えをまとめる。 ○差別の歴史が繰り返されることはないと、差別や偏見の不當性を科学的・合理的に考察する。
高 校	○基本的人権とハンセン病問題との関係を考察する。	全学年	公共A(1)、A(3)ア、C	○現代社会の基本的人権に關わる具体的な事例として、ハンセン病に関する社会問題、國家権力と人権保障との関係、個人と個人との関係など、ハンセン病と基本

等 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○ハンセン病元患者に対する差別の事例から、社会の不合理や差別、偏見について考察する。 ○ハンセン病元患者の奪われた権利や心の痛みを理解する。 ○社会の中の矛盾や不合理を仲間とともに解決していく方法を考える。
-------------	---

的人権との関わりを多様な角度から考察する。

ホームルーム活動(2)ア

- ハンセン病元患者に対する差別の事例について、グループで討論し、考えを発表する。
- 人権啓発ビデオ(DVD)を視聴し、ハンセン病元患者の奪われた権利について学習する。
- 全国の高校生の活動等から、人権が尊重される社会を実現するために、自分たちにできることを考える。

指導上の留意点

- ハンセン病元患者の話を聞いたり、施設への訪問をしたりするなど、ハンセン病や元患者に対する正しい理解を深め、偏見や差別を解消していこうとする態度や実践力を高める学習を行う。
 - プライバシーの保護の重要性にも触れながら、ハンセン病元患者の人たちに対する人権問題について指導する。
 - 校内研修等において、ハンセン病をテーマとした研修を設定することにより、教職員がハンセン病に対する正しい知識や理解を深めることができます。
 - 国の政策や判例等の学習だけに終わることなく、ハンセン病元患者等と共に生きる社会の実現を目指す態度の育成を図る。
 - ハンセン病元患者に対する差別や偏見が今も存在することを認識できるよう具体的な事例を挙げ、共に生きる社会づくりを考えられるようにする。
- 【参考資料】
- ・パンフレット「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)〈厚生労働省のWebサイトからダウンロード可〉
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2003/01/h0131-5.html>
 - ・パンフレット「キミは知っているかい？ハンセン病のこと。」(公益財団法人日本財団)〈国立ハンセン病資料館のWebサイトからダウンロード可〉
<http://www.hansen-dis.jp/kids/shiryo.html>
 - ・ビデオ「ハンセン病今を生きる」(福岡県人権啓発情報センター・カリキュラムセンター)〈「群馬県総合教育センター・カリキュラムセンター」で貸出し中〉
 - ・人権啓発ビデオ「未来への虹ーぼくのおじさんは、ハンセン病ー」(法務省人権擁護局、財團法人人権教育啓発推進センター)
 - ・ハンセン病普及啓発DVD「今、わたしたちができること」(岡山県郷土文化財団)
 - ・ハンセン病問題啓発DVD「栗生の園に生きた証～みんなのために～」(群馬県社会福祉士会ハンセン病福祉研究委員会) 等

※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

9 犯罪被害者等

校種	目 標
小学校	○誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立つて親切にしようとする態度を身に付ける。
中学校	○犯罪被害者等の人権問題について知り、相手の立場に立つて行動しようとする態度を身に付ける。
高等学校	○犯罪被害者等の人権問題について正しく理解し、相手の立場に立つて行動しようとする態度を身に付ける。

校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例 (道徳科については学習指導要領の内容項目)
小学校	○犯罪被害者等の人権問題について知る。	1・2	道徳 B【親切、思いやり】 C【家族愛、家庭生活の充実】 D【生命の尊さ】	○身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。 ○父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。 ○生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。
	○相手の立場に立つて、考え方によるとする態度を身に付ける。	3・4	道徳 B【親切、思いやり】 C【家族愛、家庭生活の充実】 D【生命の尊さ】	○相手のことを思いやり、進んで親切にすること。 ○父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。 ○生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
	○かけがえのない自分の生命を尊重するとともに、家族の幸せを求めて、進んで役に立とうとする心情を身に付ける。	5・6	道徳 B【親切、思いやり】 C【家族愛、家庭生活の充実】 D【生命の尊さ】	○誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立つて親切にすること。 ○父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。 ○生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものでありますことを理解し、生命を尊重すること。
	○人権問題として、犯罪被害者等の人権問題があることを知り、プライバシーの権利とともに犯罪被害者等の人権問題について考える。	3	社会〔公民的分野〕 C(1) 全学年 道徳 B【思いやり、感謝】 D【生命の尊さ】	○犯罪被害者の人権問題について、基本的人権と関連させて扱い、人間の尊重とはどういうことか、それはどのような方法で実現できるのかといった問い合わせを設け、それらの課題を追究したり解決したりする活動を行う。
	○テレビや新聞などのマスメディアの報道による二次被害などの人権問題について考える。			○思いやりの心をもつて人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。 ○生命の尊さについて、その連續性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。
	○かけがえのない他の生命を尊重するとともに、相手の立場に立つて行動しようとする態度を身に付ける。			○各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどが、公共的な空間を作る上での必要であるこの利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、必要な空間を作ること
	○犯罪被害者等の人権を守る法制度の整備等について	全学年	公共 A(3)ア	

高等学 校	て調べ、犯罪被害者等の 人権問題について理解す る。 ○テレビや新聞などのマス メディアの報道による二 次被害などの人権問題に ついて考え、相手の立場 に立って行動する実践力 を身に付ける。
----------	---

イ	とについて理解する。 ○人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、 公共的な空間における基本的原理について考える。 ○人々が協働して社会に参画する上で、どのような障害があり、その是正のためにどのような取組が必要かといった問い合わせについて、多面的・多角的に考察する。 ○自由や権利の行使に際しては、他者の自由や権利を侵害しないという制約を伴うこと、及び、義務や責任を果たすことによって初めて社会的な関係において自己の個性を生かすことができるることについて考察する。
政治・経済A(1) ア(7)	○人権は侵すことのできない永久の権利であるものの無制限に認められるわけではなく、 他者の人権保障のために制約される場合があること、自分の人権だけではなく他人の 権も尊重する義務があることなど、権利と義務の関係について考える。

指導上の留意点
○児童生徒自身が被害者になる可能性があることを伝え、相手の立場に立って考えることができるようにする。 ○学級に犯罪被害者等の児童生徒がいる場合には、当該児童生徒に対するいじめの早急な認知など、その人権に十分に配慮する。

【参考資料】

- ・動画教材「私たちにできること」（企画・監修：内閣府犯罪被害者等施策推進室）〈警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室のWebサイトで視聴可〉
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kou-kei/kyouzai/watch.html>
- ・動画教材「友達が被害者になつたら」（制作・著作：内閣府犯罪被害者施策推進室）〈公益財団法人 警察協会のWebサイトで視聴可〉
<http://www.keisatukyokai.or.jp/tomidatigahikaisha.html>

※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

10 インターネット等による人権侵害

校種	目 標
小学校	○インターネットの利用を通して他人を傷つけることがあることに気付くとともに、マナーを守ってインターネットを利用する態度を身に付ける。
中学校	○インターネットの利用による人権侵害の事例や、個人情報の保護の重要性と発信した情報に対する責任について理解し、ルールとマナーを守って正しく利用しようとする態度を身に付ける。
高等学校	○情報化の進展が社会にもたらす影響や身に付けなければならない情報モラルについて理解するとともに、有意義で正しい情報を主体的に選択し、適切に活用しようとする態度を身に付ける。

校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)	具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）
小学校	○インターネットの利用を通して、他人を傷つける問題が起ることを理解する。	3・4	道徳C【規則の尊重】	○約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。 ○電子掲示板を用いてみんなで調べたことを教え合うような学習活動において、相手を中心とするような書き込みが見られた場面を捉えて、なぜそれがいけないのか、どのようなことが発生する可能性があるのかなどを討論するなど、児童自らの具体的で身近な素材を取り上げ、情報に関する際の望ましい姿勢や態度、情報活用の方法などについて見つめ直し考える。
	○インターネットを利	3～6	総合的な学習の時間	○情報は放送、新聞などの産業が目的をもつて発信していること、情報媒体にはそれぞれ伝え方・伝わり方に特徴があること、情報の中には不確かなものや誤ったものもあり、それらが広がることによって、風評被害などが生じ、関係者の人権等が著しく侵害されることがあることなどを踏まえ、情報の受け手として、確かな情報を収集・選択し、様々な観点から比較して適切に判断することの大切さについて考える。
	用する上での基本的な技能やマナーを理解する。	5	社会(4)ア、イ	○誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。
	○インターネットの利	5・6	道徳C【公正、公平、社会正義】	○高度情報通信ネットワーク社会の到来により、世界中の人々と瞬時にコミュニケーションをとることが可能になったことや、様々な情報が公開、発信、伝達される状況であることについて、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと関連付けて考える。
	用を通じて、プライバシーを侵害される問題が起っていることを理解する。	3	社会〔公民的分野〕 A(1)ア	○情報の表現、記録、計算、システム化、情報セキュリティ等に関する基礎的な技術の仕組み及び著作権を含めた知的財産権の重要性、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、危険の回避、人権侵害の防止など、情報に関する技術の利用場面に応じて適正に活動するために必要となることについて考える。
	○自分が発信する情報が他人に及ぼす影響について考えるとともに、発信する情報の内容についての責任を自覚する。	全学年	技術・家庭〔技術分野〕 D(1)ア	○情報通信ネットワーク上に根拠の不明確な情報が拡散することと、当事者が不利益を被るといったいわゆる「風評被害」など、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題を取り上げ、情報通信ネットワークに情報を発信する前にその真偽を確認し、曖昧な情報はむやみに拡散することのないようにするといった発信者として担うべき責任について考える。
中学校	○法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方にについて考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	道徳C【遵法精神、公徳心】	C【公正、公平、社会正義】	○法やきまりの意義を理解し、それらを守るとともに、そのよりよい在り方にについて考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。
	○正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。			

高 等 学 校	○情報処理や伝達技術の高度化による社会の急激な変化がもたらす影響を理解する。 ○個人情報に対する著作権や肖像権などの情報モラルについて考える。 ○有意義で正しい情報を主体的に選択し、適切に活用する技能を身に付ける。 ○基本的人権で保障されている言論の自由と、言葉による人権侵害について考察する。	全学年	<p>○各種の統計、年鑑、白書、新聞、議論等の豊富な資料を教材として積極的に活用し、これらの資料から考察・構想に必要となる情報を生徒自身が適切に収集し、読み取り、まとめる活動を行う。</p> <p>○情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考査する。</p>
		情報 I (1) イ (ウ)	<p>○SNSなどの特性や利用状況を調べることによって、時間や場所を越えてコミュニケーションが可能になったこと、誹謗・中傷などの悪質な書き込みが問題になっていることなどを扱い、望ましい情報社会の在り方や情報社会をよりよくする方法について考える。</p> <p>○情報技術の進展によって登場したSNSなどによるコミュニケーションの長所や短所、生活中で場面や相手によってコミュニケーションの手段を選択する必要性があることについて考える。</p> <p>○コミュニケーション手段の多様化を取り上げ、個人と個人でやりとりする電子メール、不特定多数に向けて情報を発信するWebサイト、コミュニケーションを形成するSNSなどを例に、コミュニケーションの形態がなぜ変化してきたのかなどを考査する。</p> <p>○将来の情報技術の発展を展望し、社会の変化、人に求められる知的活動の変化について考え、必要とされるルールやマナーを含めた情報社会の在り方、人の役割や責任についてグループで議論する。</p>
情 報 II (1) ア (イ)	イ (イ)		
		特別活動 〔ホームルーム活動〕	<p>○インターネットの利用に伴う危険性や弊害などに関する題材を設定し、意見交換できるような話し合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いた活動を行う。</p> <p>○インターネットの掲示板等への書き込みなどに見られる言葉による人権侵害と言論の自由との関わりについて考える。</p> <p>○社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーハールルについて考える。</p>
	(2) イ、ウ、オ (3) ウ	指導上 の 留 意 点	<p>○個人情報の流出による身近なプライバシー侵害の事例やパソコンによるメールによるメールを具体的に学ぶことを通して、他人の人権を侵害しないことが言論の自由の前提となることを理解できるようになる。</p> <p>○メールやインターネットによる人権侵害については、児童生徒の発達段階を考慮した事例を選んで指導する。</p> <p>○群馬県と群馬県警察とで作成したインターネット「おぜのかみさま」や民間NPO等諸機関を活用するなどして、情報モラルの指導に当たっては、国立教育政策研究所から出されている「情報モラル教育実践ガイドンス」を活用し、児童生徒の生活の実情に即した指導ができるようになります。</p> <p>※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。</p>

1.1 その他の人権問題

1.1-1 アイヌの人々の人権問題

校種	目標	具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）
小学校	○アイヌの人々への偏見や差別があることを知るとともに、アイヌの文化を尊重しようとする態度を身に付ける。	○地形や気候などの自然条件から見た特色ある地域や、自然条件の中での人々の生活の工夫について調べる。 ○我が国の位置や地形、気候の側面から、我が国とアイヌの文化の相違による偏見や差別の実態を正しく理解するとともに、互いの人権を尊重し、偏見や差別を進んで解決しようとするとする態度を身に付ける。
	○アイヌの人々の生き方に關わる歴史的な経緯や差別の実態を正しく理解するとともに、偏見や差別のない社会を築こうとする態度を身に付ける。	○我が国が歐米文化を取り入れて近代化を進めたことによる、人々の生活の変化について調べる。
	○アイヌの人々のくらしや生き方に関する歴史的な経緯、文化や習慣を知る。 ○基本的人権の尊重についての理解を深める学習を通して、アイヌの人々への偏見や差別の実態について知る。 ○文化の相違による偏見や差別について、他の人権問題と比較して考える。	○資料集等を参考に、蝦夷地（北海道）で、海産物などの交易をしながら独自の文化を築いていたアイヌの人々について調べる。 ○北海道の開拓に伴うアイヌの人々の生活の変化について調べる。 ○アイヌ民族支援法について調べ、独自の文化等を維持・振興していくこととする人々の思いを考える。
中学校	○アイヌの人々のくらしや生き方に関する歴史的な経緯、文化や習慣を知る。 ○基本的人権の尊重についての理解を深める学習を通して、アイヌの人々への偏見や差別の実態について知る。	○人権課題としてアイヌの人々に關わる差別と国の政策について調べる。 ○我が国の伝統と文化が自然や社会との関わりの中で受け継がれてきたことや文化の創造、伝統の継承について考察する。 ○日本国憲法では、基本的人権の尊重をどのようにして保障しているかを調べる。
	○文化の相違による偏見や差別について、他の人権問題と比較して考える。	○望ましい人間関係の在り方、豊かな人間関係づくりと自己の成長について、体験表を取り入れた詰合せを行う。
	○中世・近世の北方貿易の学習を通して、アイヌの人々の生活文化や伝統についての理解	○アジアの経済と社会の仕組みが変容していく中で、北方との交易をしていたアイヌの人々について調べる。
高等学校	○アイヌの人々の生活や伝統についての理解	○先住民族であるアイヌの人々の生活や文化が、言語や宗教などで独自性を有するも

高 等 学 校	○ 基本的人権の尊重についての学習を通して、国の方針としてのアイヌの人々への差別撤廃について理解する。	○ アイヌの人々への差別に触れた場合、偏見や差別のない社会を築くための方策について考察する。
	C (3) ア (7)	○ 果たした役割など、歴史的な背景を踏まえて多面的・多角的に考察する。 ○ アイヌの人々が担った東アジアにおける交易と松前藩との関係について扱い、貿易統制の意義について、宗教政策や国内産業の発達を関連付けて多面的・多角的に考察する。

指 導 上 の 留 意 点
○ 社会科、地理歴史科及び公民科において、例えば北海道の歴史に触れるなどアイヌの人々の生活文化や伝統についての理解を深め、尊重しようとする態度を身に付けるための学習を行う。 ○ 実物や視聴覚資料等を活用し、アイヌの文化について児童生徒が具体的に理解できるようにする。 ○ アイヌ民族支援法についての理解を深め、先住民族としての独自の文化的な維持・振興について考えることができるようにする。(法律の正式名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」) ※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

1.1 その他の人権問題 1.1-2 拉致問題

校種		学習内容		各教科等・科目 (指導要領との関連)		具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）	
小学校	○家族が相互に深い信頼関係で結ばれる ことについて考える。 ○アニメの登場人物の心情や人権について考える。	5・6 道徳 C 【家族愛・家庭生活の充実】	道徳 C 【家族愛・家庭生活の充実】	○父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする こと。（「アニメ『めぐみ』」を活用して、家族が相互に信頼関係と深い絆で結 ばれることについて考える。）	○父母、祖父母を『めぐみ』と。「アニメ『めぐみ』」を活用して、「望ましい人間関係の形成」をねらいとし、 話し合い活動等を行う。	○我が国と近隣諸国との間の領土をめぐる問題や、日本人拉致問題など、主権 や人権、平和などの様々な課題が存在し、それらを解決するための様々な人 々の努力が重ねられていることについて考える。	○国家主権に関連して、北朝鮮による日本人拉致問題などについて、対立と合 意、協調などに着目して課題を捉え、国際社会において国家が互いに尊重し 協力し合うために大切なものは何かといったことについて考える。
	○拉致問題を現実の問題としてとらえ る。 ○アニメの登場人物的心情や行動か ら、権利や自由について考える。 ○自分と家族との関わりを通して、家 族の絆や、家族の一員としての役割 について考える。						
中学校	3 社会〔歴史的分野〕 C (2) ア(1) 社会〔公民的分野〕 D (1) ア(7)	全学年 道徳 C 【家族愛・家庭生活の充実】	全学年 道徳 C 【家族愛・家庭生活の充実】	○父母、祖父母を敬愛し、家族の一員として自覚をもつて充実した家庭生活を 築くこと。（「アニメ『めぐみ』」を活用して、家族を構成する成員相互の温 かい信頼関係や愛情によって互いが深い絆で結ばれていることへの自覚をも てるようとする。）	○「アニメ『めぐみ』」を活用して、「望ましい人間関係の確立」をねらいとし、 話し合い活動等を行う。	○国家主権に関連して、基本的人権の保障が国境を越えた人類共通の課題であ ることの理解を基に、北朝鮮による日本人拉致問題などについて、人間の尊 厳と平等、個人の尊重、法の支配などの公的な空間ににおける基本的原理な どに着目して課題をとらえ、我が国がその解決に向けて、国際社会の明確な 理解と支持を受けて努力していることについて考える。	○人権及び国家主権に関連して、基本的人権の保障が国境を越えた人類共通の 課題であることの理解を基に、北朝鮮による日本人拉致問題などについて、 個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調などに着目して課題をとらえ、 我が国がその解決に向けて、国際社会の明確な理解と支持を受けて努力して いることについて考える。
高等学校	全学年 公共 B ア(1) ○拉致問題の経緯等について確認す る。 ○自分たちの生活の中に、どのような 人権があるか考える。 ○一人一人の権利が大切にされる社会 の実現に向けて、どのように考え、 行動したらよいか考える。	政治・経済 B (1) ア(7)		○「望ましい人間関係の確立」をねらいとし、話し合い活動等を通して人権が大切に される社会の実現に向けて、どのように行動したらよいかを考えを出しあう。	○「ホームルーム活動」		

(2) ア、ウ | ○「アニメ『めぐみ』」を活用して、拉致問題の経緯等について正しく理解するとともに、国際社会に関する認識を深め、国際社会に生きる主体的な日本人としての在り方生き方、国際協調等について考える。

指導上の留意点

- 「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」を活用する際、指導者は事前に視聴し、ねらいが達成できるように、話合いを焦点化するなどの工夫をする。
○「アニメ『めぐみ』」を視聴する前に、「子どもの権利条約」に触れ、子どもには「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」があることを押さえておくといい。
- 拉致問題に関する資料等については、「日本国政府：北朝鮮による日本人拉致問題」のWebページ (<https://www.rachi.go.jp/>) を参照する。「アニメ『めぐみ』」及び短縮版「アニメ『めぐみ』」(約15分)をダウンロードすることができます。また、学習指導案についても紹介されている。<https://www.rachi.go.jp/s-hisei/gakushusidou.html>)
- 拉致問題の指導に当たっては、問題に対する関心や認識を深めることができるように、例えば当時の新聞記事を教材として活用するなど学習方法を工夫する。

※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

1.1 その他の人権問題 1.1-3 性的マイノリティの人たち

校種		目標		具体的な活動例（道徳科については学習指導要領の内容項目）			
校種	学習内容	学年	各教科等・科目 (指導要領との関連)				
小学校	○多様な性の在り方や性的マイノリティについて知り、自他の性の在り方にについての違いを認め、よりよい人間関係を築きながら共に生きようとする態度を身に付ける。	3～6	特別活動〔学級活動〕 (2)イ	○「自分のよさ、友達のよさの発見」、「違いを認め合おう」等で、互いのよさを見付け、違いを尊重し合い、仲良くしたり信頼したりして生活することのよさや大切さについて話し合う。 ○新聞等の資料を参考にして、性の捉え方には、「こちらの性」、「からだの性」、「好きになる性」、「表現する性」など複数あること、性の在り方は多様であり、その在り方は人によって違うことについて考える。	○誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めるること。	○正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	○誰に対しても公正に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。
	○性別や性の在り方は多様であり、自分もその中の一人であることを理解する。	5・6	道徳C【公正、公平、社会正義】	○望ましい人間関係の在り方等について、体験発表を取り入れた話合いを行う。 ○人間の尊重と男女の平等、男女参画社会と自分の生き方等について、アンケートや新聞、テレビ等の資料を参考にして話し合う。 ○思春期の心と体の発育・発達、友情と恋愛と結婚等について、資料を基に話し合ったり専門家の講話を聞いたりする。 ○性の在り方の多様性を理解し、誰もが自分らしく生活できる社会にするために、自分にできること、しなければならないことを考える。			
中学校	○多様な性の在り方や性的マイノリティについて理解し、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会を実現しようとする態度を身に付ける。 ○共生社会を構築するために、多様な性の在り方を肯定的にとらえることの大切さを理解し、自分たちにできることを考える。	全学年	道徳C【公正、公平、社会正義】	○協働関係であるための条件、協働関係を妨げる原因やそれらを取り除くための工夫、全ての人を尊厳ある主体として平等に処遇することと各人の個性を尊重することとの関係について、課題を追究したり解決したりする活動を行う。	○社会の様々な分野における差別撤廃の努力について、具体的な事例を手掛かりに学習する。 ○人権啓発ビデオ(DVD)を視聴し、性的マイノリティ等を理由に職場で不利な扱いをされるなどの人権侵害について考える。 ○性的マイノリティの人たちが生活しやすい社会をつくるためにはどのようなことができるのかを考える。	○性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動をとることの大切さについて考える。	○性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動をとることの大切さについて考える。
	○法の下の平等についての学習を通じて、性的マイノリティへの偏見や差別の状況について理解する。 ○性的マイノリティへの人権侵害に触れながら、偏見や差別のない社会を築くためにはどうしたらよいか考える。	全学年	公共A(3)ア(イ) 政治・経済 A(1)ア(ア)	○性的マイノリティへの人権侵害について、具体的な事例を手掛かりに学習する。 ○人権啓発ビデオ(DVD)を視聴し、性的マイノリティ等を理由に職場で不利な扱いをされるなどの人権侵害について考える。			
高等学校	○多様な性の在り方について理解し、深め、多様性を尊重する	特別活動 〔ホームルーム活動〕					

		(2)ア、イ、エ、オ	○多様な性の在り方等について、人間尊重の精神に基づき、よりよい人間関係の在り方などと結び付けて考える。
--	--	------------	---

指 導 上 の 留 意 点
○「性の多様性」に関する教職員研修の充実を図ることとともに、児童生徒が正しく理解できるよう、資料等を参考に、授業づくりを進める。
○授業だけの指導ではなく、日頃から誰もが互いに認め合えるような環境づくりを心がける。
○授業をする場合、クラスの中に性的マイノリティの児童生徒がいることを前提にする。また、不適切な発言が児童生徒から出た場合、その場で適切な指導を行う。

※特別支援学校については、児童及び生徒の障害の状態を十分考慮し、小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の記載内容に準じて指導しましょう。

参 考 資 料

人権教育及び人権課題に関する法律等

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（抜粋） (平成27年施行 令和元年改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（1994年（平成6年）批准）

「子どもの権利条約カードブック」日本ユニセフ協会発行より

第1条（子どもの定義） 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条（差別の禁止） すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のかがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条（子どもにもっともよいことを） 子どもに關係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条（国の義務） 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条（親の指導を尊重） 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条（生きる権利・育つ権利） すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条（名前・国籍をもつ権利） 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条（名前・国籍・家族関係を守る） 国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条（親と引き離されない権利） 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条（別々の国にいる親と会える権利） 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡を取ることができます。

第11条（よその国に連れさられない権利） 国は、子どもが國の外へ連れさられたり、自分の國にもどれなくなないようにします。

第12条（意見を表す権利） 子どもは、自分に關係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条（表現の自由） 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条（思想・良心・宗教の自由） 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条（結社・集会の自由） 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条（プライバシー・名誉は守られる） 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条（適切な情報の入手） 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本、新聞、テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条（子どもの養育はまず親に責任） 子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条（暴力などからの保護） 親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりするがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条（家庭を奪わされた子どもの保護） 家庭を奪わされた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

- 第21条（養子縁組） 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。
- 第22条（難民の子ども） 自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。
- 第23条（障がいのある子ども） 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。
- 第24条（健康・医療への権利） 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
- 第25条（施設に入っている子ども） 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。
- 第26条（社会保障を受ける権利） 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。
- 第27条（生活水準の確保） 子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。
- 第28条（教育を受ける権利） 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。
- 第29条（教育の目的） 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。
- 第30条（少数民族・先住民の子ども） 少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。
- 第31条（休み、遊ぶ権利） 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。
- 第32条（経済的搾取・有害な労働からの保護） 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。
- 第33条（麻薬・覚せい剤などからの保護） 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。
- 第34条（性的搾取からの保護） 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。
- 第35条（誘拐・売買からの保護） 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。
- 第36条（あらゆる搾取からの保護） 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。
- 第37条（拷問・死刑の禁止） どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年せいにあった扱いを受ける権利をもっています。
- 第38条（戦争からの保護） 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。
- 第39条（被害にあった子どもを守る） 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をおおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。
- 第40条（子どもに関する司法） 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

3 児童福祉法（抜粋）（昭和23年施行 令和元年改正）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十二条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第二節 定義

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第四節 實施機関

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他の相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

第十一條 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- ホ 児童の一時保護を行うこと。
- ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

第六節 要保護児童の保護措置等

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

- 2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を探ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

4 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）（平成12年施行 令和元年改正）

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目

なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和二十二年法律百六十四号)第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（抜粋） (平成28年施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために、必要な啓発活動を行うものとする。

6 部落差別の解消に関する法律（部落差別解消推進法） (平成28年施行)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年1月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年1月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) (平成28年施行)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

8 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抜粋） (平成21年施行 令和元年改正)

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようとするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(名誉の回復及び死没者の追悼)

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であった死没者に対する追悼の意を表すため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

以下の4つの法律等については、「群馬県人権教育充実指針」（平成28年3月群馬県教育委員会作成）に記載しています。

- 世界人権宣言（仮訳文）（1948年12月10日国連総会採択）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）
- 群馬県同和教育の基本方針（昭和47年3月6日群馬県教育委員会決定）
- いじめ防止対策推進法（平成25年施行）

人権教育関係参考資料等

(1) 群馬県教育委員会が作成した人権教育関係資料

http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=84

(2) 文部科学省：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

(3) 文部科学省：各人権課題に関する参考資料集

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/index.htm

(4) 文部科学省：いじめの問題に対する施策

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

(5) 文部科学省：性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf

(6) 法務省：人権擁護局

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>

人権教育推進資料作成委員
(令和元年度)

所 属	職 名	氏 名
中部教育事務所	指導主事	廣瀬 亮子
	指導主事	宮沢 龍一
西部教育事務所	指導主事	新井 敦子
	指導主事	高橋 典平
吾妻教育事務所	指導主事	熊川 武士
	社会教育主事	小池 直美
利根教育事務所	指導主事	吉野 康弘
	社会教育主事	林 誉隆
東部教育事務所	指導主事	高橋 正幸
	社会教育主事	井出 昌文
総合教育センター（研究企画係）	指導主事	天田 直木
高校教育課（生徒指導係）	指導主事	柴山 和宏
特別支援教育課（企画係）	指導主事	内田 誠
生涯学習課（社会教育係）	社会教育主事	大澤 令子
健康体育課（学校保健係）	指導主事	生形 学

【事務局】

群馬県教育委員会義務教育課人権教育推進係

職 名	氏 名
人権教育推進係長	石関 和夫
指導主事	土屋 真美
指導主事	前原 稔彦

人権教育推進資料

令和2年3月発行

令和6年3月一部改訂

群馬県教育委員会

〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号

TEL 027-226-4612

